

四	三	二	一	行	平	省	○
				平	条	成	国
發	用 振	の 法	發 号	名	成 件	二 第	債 務
行	等 替	條 律	行 称		二 等	十 三	の 省
方	法	項 及	の 及		十 九	十 九	發 告
法	の	び 根	び		九 次	年 号	行 示
	適	そ 抠	記		年 の	八 一	等 第

百五十一号
関する省令（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の規定に基づき、
月十二日より告示する。
利付国庫債券（二年）（第三百七十九回）
財務大臣 麻生太郎

競争価値の振替適用の規律（平成十三年法律第七十五号）
競争法（振替法）
特例の規律（昭和三十二年法律第三百七十九回）
運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に關する法律（昭和三十二年法律第三百七十九回）
会計法（昭和三十二年法律第三百七十九回）
財政法（昭和三十二年法律第三百七十九回）
利付国庫債券（二年）（第三百七十九回）

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

イ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

るた運六つ定う億額
 法め當億いにち円面
 律のに二て基、金
 第公必千はづ財額
 三債要九、き政で
 条のな百額発法一
 第発財七面行第兆
 一行源十金し四七
 項のの五額た条千
 の特確万で利第九
 規例保円三付一百
 定にを、百国項九
 に關図財三債の十
 基する政十に規三

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格
 行參よと大に競
 「加るに臣行争
 と者發応がわ入
 い・行募各れ札
 う第へ限國るの
)。II以度債入募
 非下額市札入
 価一を場での
 格國定特あ決
 競債め別つ定
 争市る參てを
 入場も加、し
 札特の者財た

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

国行争非者特国入価込	行争非者特国行争非者特国
債入価・別債札格金	入価・別債入価・別債
市札格第参市発競金	札格第参市
場発競I加場行争額	発競II加場

百億四千三百二十万円	千四兆十八千八億七千二百八十七百四十六十 三一万二円	一でた条特百利第別億付一會円國項計債のに規 関つ定すいにるて基法、づ律額き第面發四金行十 額し六	でた条特億て基同で利第別十はづ四利第別八はづ法二付一會八、 千付一會千、き第千國項計億額發一國項計二額發六八債のに七面行 億債のに百面行十十に規關千金し円に規關九金し二六つ定す五額た つ定す十額た條億いにる百で利 いにる万で利第千て基法五一付 て基法円千付一百はづ律十兆國 、づ律八國項八、き第五三債額 き第百債の十額發四万千に面發四 九に規万面行十円六つ金行十 額し六十つ定円金し六、百い 額し六一いに、額た條特七で
------------	-------------------------------	--	---

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八

初利入価・別債行争非者特国入価發
期札格第参市及入価・別債札格行行
利發競II加場び札格第参市發競価
子率行争非者特国發競I加場行争格日

振額最
替低行争非者特
額入価・別
面札格第参
位金發競II加

次そが金と平年
号の銀額し成〇
及翌行を、三。
び営休支次十一
第業業払の年パ
十日日う算二ト
五にに。式月セ
号支当たに十ン
に払ただよ五ト
おうるしり日
いへと、算を
て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

錢額錢額平す額の振五
二面以面成るの記替万
厘金上金二。整載法円
額の額十数又の
百そ百九倍は規
円れ円年記定
にぞに八金録に
つれつ月額はよ
きのき十に、る
百応百五よ最振
円募円日る低替
四価四も額口
十格十の面座
三三と金簿

十　十　十　十　十　十
九　八　七　六　五　四

払　者　入　払　元　償　償　後　第
込　札　場　利　還　還　の　二
期　参　所　金　金　期　利　期
日　加　支　額　限　子　以

平　財　日　額　平　利　て　を　毎
成　務　本　面　成　子　、　支　年
二　大　銀　金　三　を　そ　払　二
十　臣　行　額　十　支　の　期　月
九　か　百　一　払　日　と　十
年　ら　円　年　う　以　し　五
八　通　に　八　。　前　、　日
月　知　つ　月　六　各　及
十　を　き　十　月　支　び
五　受　百　五　間　払　八
日　け　円　日　に　期　月
た　者　　属　に　十
　　す　お　五
　　る　い　日

額面金額 × $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

する期日にについて同じ。)。